

## 令和5年度 特別職報酬等審議会 会議録（第1回）

- 1 日時：令和6年1月25日（木）午後1時25分～午後2時57分
- 2 開催場所：上富田町役場 1階 会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
吉田盛彦（会長） 平見信次（職務代理）  
上羽 寛 麿 充 松浦紀広
  - (2) 事務局  
総務課：課長 十河貴子 副課長 目良大敏 主幹 角前由紀子  
議会事務局長 樫山裕子
- 4 会議
  - 1 開会
  - 2 任命書の交付  
町長挨拶
  - 3 委員紹介
  - 4 会長、職務代理者の選出
  - 5 諮問
  - 6 審議
    - 1) 会議の公開・非公開、傍聴及び議事録の取扱いについて
    - 2) 議会の委員長報酬及び町長等の期末手当について
  - 7 その他
  - 8 閉会

- 1 開会
- 2 任命書の交付

(町長挨拶)

町 長：皆さん、改めまして、こんにちは。

町長の奥田でございます。日頃から、皆様には行政全般にわたり深いご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

本日は、上富田町特別職報酬等審議会委員にご就任をいただきまして誠にありがとうございます。

上富田町で前回、報酬等審議会が開かれたのは、平成7年度でございますので、それから実に28年間、報酬等審議会は開かれておりません。

今回、特別職の報酬等に関する事項について、ご審議をお願いすることになりましたが、委員の皆様には、住民の代表として、基壇のないご意見をお聞かせいただきたいと考えております。

どうかよろしく願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます

### 3 委員紹介

#### 4 会長、職務代理者の選出

- (1) 委員の互選により吉田委員を会長に選任

(吉田会長挨拶)

会 長：ただいまご指名いただきました吉田盛彦でございます。

先ほど町長さんの挨拶にありましたように、28年間もこの審議会が開かれていないということで、資料作成に当たっては、職員の皆さん、ご苦労だったなというように感じているところであります。

従って、私も初めての経験でありますし、手探りの状態で進めていかなければならないということで、お聞き苦しい点多々あろうかと思いますが、皆様のご理解とご指導をいただきながら、何とか良い審議会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- (2) 吉田会長の指名により平見委員を職務代理に選任

(平見職務代理者挨拶)

代 理：町社協の平見と申します。よろしくお願いいたします。

吉田会長さんの補佐として、しっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。適正な報酬額になりますように、しっかりと皆さん方と協議しながらやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

## 5 諮問

奥田町長から吉田会長へ諮問書を手交

-町長・副町長退室-

会 長：町長から諮問をいただきましたので、複写を委員に配ってください。

(諮問書写し配布)

会 長：それでは会議の次第で進めていきたいと思います。まず、当審議会に入る前に、会議の運営について、条例に基づいて確認をしたいと思います。

本日は5名全員の出席をしていただいておりますので、審議会は条例第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますので、当審議会は有効に成立しますことを報告いたします。

## 6 審議

### 1) 会議の公開・非公開、傍聴および議事録の取り扱いについて

会 長：条例においては、審議会の会議について公開とするとか、非公開とするとか、定められておりません。

まず、会議および会議録の公開に係る取り扱いについて、どのような方法あるいは手法があるのか、当局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局：会議の公開・非公開、傍聴および議事録の取り扱いについて説明

会 長：ただいま説明をいただきました1番、全てを非公開とする。2番目の会議は非公開、会議録は公開とする。あるいは、3番目の会議、会議録とも公開するという選択肢が三つあると思うのですが、他の自治体の報酬等審議会は、どういうふうになっているか。

事務局：他自治体の状況報告

会 長：ただいま説明をいただきましたけれども、会議は非公開で、会議録は要点のみを記録して、個人の名前は出さないで作る方法で、皆さんいかがでしょうか？

(それでよろしいのでは声あり)

会 長：それでは、この会議は、2番の会議非公開で会議録は要点のみ記録方式。審議終了後に公開を行うと、このような形で進めたいと思います。

### 2) 議会の委員長報酬および町長等の期末手当について

会 長：今、諮問を頂いているのは、三つの委員会がありますが、その委員長の歳費について、そのあり方と、そして町長、副町長、教育長等のボーナスについて、それに対しての審議となります。

したがって、諮問事項は二つあります。事務局から説明をしていただきたい。

事務局：それでは諮問事項につきまして、説明をいたします。

まず諮問事項、次に掲げる事項について、新設および改定が適正であるか、また、新設および改定が必要な場合は、その額および支給割合並びに改定の実施時期となっております。二つの項目がございます。

まず、1点目、今回ご審議いただくのは議会常任委員会および議会運営委員会委員長報酬についてということですが、現在、議員報酬には、議長、副議長、議員の報酬の規定はございますが、委員長報酬の規定はございません。

今回、令和5年12月18日付で議会から二つの常任委員会および議会運営委員会の委員長について新規に委員長報酬の規定を設置することについて申し入れがございました。

この件について、設置することが適正であるか、適正であるとすればその額、改定の実施時期について、ご審議をお願いします。

議会からは委員長報酬月額25万円でご検討いただきたいとの申し入れでございます。

二つ目の町長等の期末手当についてでございます。

この町長等には、町長、副町長、教育長、議長、副議長、議員が含まれております。期末手当につきましては、本審議会の所掌事務ではございませんが、支給割合について、現在の2.7月分から近隣自治体及び類似団体の動向を踏まえ3.4月分（参考：国家公務員の特別職3.4月分）とすることについてご審議をお願いするものでございます。

こちらら変更することが適正であるとすれば、改定の実施時期についても、併せてご審議をお願いいたしたいと思っております。

詳細につきましては後ほど資料にて説明をさせていただきます。

以上です。

会 長：ただいま説明をいただきました。質問があればお受けしたいと思っております。詳細につきましては、後ほど説明をいただきますからそれを合わせて質問していただければいいと思っております。申し遅れましたが、大体の審議会は3日くらいで会議が終わっている。

そして初日は説明にかなり時間がかかると思っております。まず説明を聞いて、質問をしながら、2日目から内容について審議するというのでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは事務局から資料に基づいて説明をいただきたいと思っております。

事務局：資料に基づき説明

会 長：それでは、1ページ目からページに沿って進めていきたいと思っております。

この式典行事は、全議員に義務化しているのか。

事務局：式典により、全議員にお願いする場合と、議長、副議長、委員長にお願いする場合があります。

会 長：研修へ行く場合、費用弁償は出ていないのか。

事務局：町内の場合は出ていません。

会 長：視察、報告、研修会等もこれも費用弁償はないのか。全員協議会はどうか。

事務局：研修等で町外へ行く場合は費用弁償がつきます。委員会、議会、全員協議会はつきます。

会 長：会議が76回。こんなに回数があるのか。打ち合わせとか懇談会は入っているのか。

事務局：懇談会も入れています。同日、開催のものも入れています。

会 長：その日のうちに二つか三つある事もあるということですね。

7頁、県下の状況。これでいくと、委員長報酬は県下で九度山町だけということですね。これについては、次からの審議の内容になってくると思います。

人口によりますし、基本給にもよります。また後日、勉強していただきたいと思います。

8頁は他府県の状況です。これも議長さんをみると、上富田町より高い状況です。人口も減っている町もあるだろうし、徐々に増えている町もあるだろう。そういったことを勘案して、また判断してもらったらいかなというふうに思っております。

9頁、兵庫県、大阪府。兵庫県は委員長手当がついている方が多いようです。

12頁、一般職の給与改定状況について 一般職の改定状況は参考です。

13頁、特別職の報酬等及び期末手当の状況、比較も含めて。町長、副町長、教育長について。先ほど説明があったように、ごくごく近隣の白浜、すさみ町あたりは、今回の改定が行われるというような話がありまして、串本もというような説明もあったかと思えます。

町長さん72万円、1割減をしていた時期がずいぶん長かったと思いますが、いつぐらいか分かりますか。

事務局：10%減給にされていたのが、平成16年の1月からで、町長は令和4年の2月までです。

会 長：令和4年2月まで。10%減額したら金額はいくらになりますか。

事務局：72万円から72,000円減額して64万8000円になります。

会 長：64万8000円です。前町長の時からで、令和4年から72万円に戻したということですね。

事務局：はい。

会 長：64万8000円で長い間やっていた。副町長と教育長もですか。

事務局：当時は助役でしたが、副町長、教育長が平成16年の1月から令和2年の3月までです。

会 長：教育長も減額していたのか。三役ですね。

事務局：はい。

会 長：そういった歴史もあるということをやっと頭に入れていただきたらと思います。では14頁。県内市町村との比較です。

議長、副議長、議員。これは報酬の月額ですね。今回の諮問は委員長の報酬について、3つの委員会の委員長で月額25万円ということでしたね。

15頁、類似団体との比較。この中では町長は少ない方ですね。

もしわからないことあったら、聞いてください。

それでは16頁です。改定後の比較です。

説明では、影響額が449万円になるとのことでした。

0.7月分プラスの3.4月分としていきたいということですよ。

委員：近隣の町も3.4月分にしたということか。

事務局：今年度に決定しております。

会長：18頁、財政状況。人件費11億1400万円。人件費で、令和元年度と令和2年度が、全然金額が違うのはどうしてか。

事務局：令和元年と比較して令和2年度で人件費が上がっていますが、臨時職員さん、今で言うと会計年度任用職員さんのお給料が、令和元年までは、人件費ではなく物件費という扱いでした。令和2年から制度が変わりまして、人件費に含まれるようになったので、差が出ています。

委員：令和5年度の見込みはどうなっているか。昨年と変わらないのか。

事務局：人件費の見込みはまだ出ていません。

委員：全体の見込みは。

事務局：まだ算定はできていないのですが、3月で予算ベースは82億程度の予算規模になっています。

会長：およそコロナの頃から変わってきて、長年50~55億くらいの予算規模だったと思うが、それから知らぬ間に80億ということになっています。

19頁、経常収支比率は低い方がいいとのこと。この94.4%の時はずいぶん悪い。考え方としては大体70~80%で健全と言われるということか。

事務局：低ければ低いほどいいということですよ。

会長：経常収支比率とはそういう意味で、81.8%から84%に上がっている。全国的に同じようなものか。人件費比率も低い方が良いのか。そういうわけではないのか。予算上で何%が理想とかはないのか。民間ではあると思うが。

事務局：何%が理想というのはだしておりません。当然人件費率が上がれば、経常収支比率の義務的経費に影響が出てきます。

会長：基金の推移。財政調整基金も積み上がってきている。

事務局：現時点では平均して積み立てが出来ている状況です。

会長：財政調整基金が民間では貯金というか。

事務局：そうです。

会長：次の事業に充てる。減債基金もある。

事務局：一般財源と同じ意味合いの基金です。

委員：会社が赤字でボーナスあげるわけにはいかない。

事務局：上段のこの経常収支比率にこの弾力性があるから、この基金、6番の積み立てができていたという解釈をしていただいてもよろしいかと思います。

委員：近隣の市町村は、多分12月ぐらい、11月とか12月に白浜、すさみ町が決定した。すさみや白浜は、町長の報酬も改定したのではなかったか。

事務局：白浜町については、令和4年4月1日現在では64万8000円ですが、令和5年から72万に改正していたかと思います。

72万円に改正はしていますが、10%減額をしており、受け取られているのは64万8000円になります。

委員：委員長報酬については、近隣の市町村はしていないのか。

事務局：委員長報酬については聞いておりません。

委員：和歌山県ではここに書いている九度山町だけだけど、もしやるとしたらということか。

事務局：今日時点で把握できているのは九度山町だけということです。

会長：町会議員の話をしているが、市会議員は高い。差がありすぎる。

横浜市で95万、平均でも65万だったか。市議会議員の選挙をしたら、立候補者がどんどん出てくる。町村の議員はだんだん少なくなって、20万では生活できない。その辺もちょっと考えていかなあかんというのは個人的には思います。

委員：給与額は、諮問には入っていないですね。

事務局：入っておりません。

委員：結局、期末の率を3.4にしたいと、これだけですね。

事務局：はい。あと委員長報酬を新しく設置することについてです。

会長：委員長だけ1万円増やす。3人で3万、年間36万。町長等を3.4月分にする。0.7月分アップということですね。

委員：これで見たとときに、例えば職員の最高額と比較したときはどうなりますか。年額でどれくらいというのは出していますか。

事務局：現在、職員で言うと級が6級までになっていまして、その最高の号給が6級85号、この月額が411,300円。こちらとあと管理職手当がありますので、管理職手当が現在2万8000円、期末勤勉手当の支給率が4.5月分なので、扶養手当等を含めずに計算しますと、年間730万7535円になります。実際にその位置に来ている職員はいないですが、一番上になったとしたらその金額になります。扶養手当や住居手当等の他の手当がございますので、それが合わさるともう少し上がることになります。

委員：年収ですか。

事務局：年収です。

委員：すさみ、白浜町の議員の期末手当の算定方法はこれと同じか。

事務局：同じです。12月分から改正しておりまして、令和5年度に関しては、年間支給月としたら3.4にはなっていないかもしれないです。

会長：それぞれ人口も違いますね。全体ありませんか。

暫時休憩をします。

(暫時休憩)

会 長：再開します。それでは、ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

会 長：なしということです。それでは次の日程について。

## 7 その他

事務局：日程について説明

会 長：それでは、第2回目を2月13日(火)、3回目を3月8日(金)いずれも時間は午後1時30分からといたします。

委 員：これは3月議会かけるのか。

事務局：いいえ。3月中に答申をいただければということです。

委 員：新年度にむけてということですね。

事務局：はい。

会 長：皆さんどうですか、それでいいですか。

(はいの声あり)

会 長：それでは第1回目の特別職報酬等審議会を終わりたいと思います。  
今日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

## 8 閉会 14:57

議事録署名 上富田町特別職報酬等審議会 会長 吉田盛彦